

福岡県後期高齢者医療広域連合会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月 形 祐 二

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第 1 号

福岡県後期高齢者医療広域連合会計規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合会計規則（平成 1 9 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 4 条第 1 項中「、支払金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「隔地払」と記載し、隔地払依頼書及び隔地払案内書を添えて当該支払金融機関に送付し領収書を徴する」を「た隔地払依頼書を指定金融機関又は指定代理金融機関に交付して送金の手続をさせる」に改め、同条第 3 項中「小切手の償還をすべきもののうち、当該支払に係る小切手が振り出し日付から 1 年を経過しているもの（前項後段に規定するものを除く。）であるときは、小切手償還請求書を当該小切手に係る支出の予算執行者に回付し、改めて支出の命令を受けて小切手の償還をし」を「令第 1 6 5 条第 2 項後段に規定する支払の請求を受けたときは、隔地払通知書の提出を求め、これを調査し、予算執行者に通知して支払の手続をさせ」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

- 4 会計管理者は、亡失又は損傷等により隔地払通知書の再発行の申出があった場合で資金の交付の日から 1 年を経過していないときは、指定金融機関の同意を得て再発行することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の福岡県後期高齢者医療広域連合会計規則第 4 4 条第 1 項の規定により振り出されている小切手については、なお従前の例による。